長浜教区表彰内規

第１条　この内規は、「長浜教区表彰規程」第４条に基づき、その審査項目及び基準を定める。

第２条　表彰の項目は、次のとおりとする。

（１）　表彰状

（２）　感謝状

第３条　全ての表彰は、次の各号の一に該当するものに対して、表彰審査会の議を経てこれを授与する。

（１）　教区又は組の事業に特別の功績があった者

（２）　所属寺院において、責任役員又は総代として長年にわたり功労のあった者

（３）　所属寺院の再建等に特に功績のあった者

（４）　所属寺院に長年にわたって奉仕され地域社会が認める者

（５）　善行者として特別に功績のあった者

第４条　この内規を変更しようとするときは、表彰審査会において全員の同意を得なければならない。

附　則

１　この内規は、「長浜教区表彰規程」が教区会及び教区門徒会（合同会議）の議決を経た日（２０００年７月２５日）から施行する。